

京都市土木事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年4月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第10号

京都市土木事務所規則の一部を改正する規則

京都市土木事務所規則の一部を次のように改正する。

第5条第9号を削り、同条第10号を同条第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 自転車等の放置防止に係る啓発等に関すること。

第5条第12号中「施工」を「施行」に改める。

附 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)